

議案第83号

静岡市障害者歯科保健センター条例の一部改正について

静岡市障害者歯科保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市障害者歯科保健センター条例の一部を改正する条例

静岡市障害者歯科保健センター条例（平成17年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「口腔衛生」を「^{くわう}口腔衛生」に改める。

第6条第2項第3号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。